

KITAHAMA⁺

北浜法律事務所 リーガルマガジン

PLUS
Vol. 10

KITAHAMA PLUSは企業にプラスになるリーガル情報を発信して参ります。



米倉 裕樹
弁護士
税務／国際関係法務
コーポレート・会社法

特 集

税務調査における課税庁との
見解の対立の解消に向けた
実務上のポイント

塩津 立人
弁護士
税務／労働法務
コーポレート・会社法

安田 雄飛
弁護士
税務／事業承継
コーポレート・会社法

法務 Troubleshooting
事業承継型M&Aにおける
リスク分析

今に生きる！東京国税局時代。
税務経験の効用—攻守所変れど一

ビジネスパーソンの休憩時間
月刊住職



大阪事務所

〒541-0041
大阪市中央区北浜1丁目8番16号
大阪証券取引所ビル

TEL: 06-6202-1088 (代表)
FAX: 06-6202-1080



東京事務所

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号
サピアタワー14階

TEL: 03-5219-5151 (代表)
FAX: 03-5219-5155



福岡事務所

〒812-0018
福岡市博多区住吉1丁目2番25号
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4階

TEL: 092-263-9990 (代表)
FAX: 092-263-9991

Webinar

わかりやすいと人気の北浜法律事務所ウェビナー。豊富な経験を積んだ弁護士が、有益な情報を語ります。
簡単登録するだけで、どなたでもご視聴いただけます。

<https://www.kitahama.or.jp/archive-webinar/>



弁護士

米倉
裕樹
税務／国際関係法務
コーポレート・会社法

弁護士

塩津
立人
税務／労働法務
コーポレート・会社法

弁護士

安田
雄飛
税務／事業承継
コーポレート・会社法

塩津 立人 弁護士

税務・人事労務分野を中心に企業法務全般を取り扱うパートナー弁護士。税務分野においては、国税不服審判所での国税審判官としての経験を活かし、税務当局の思考過程等を踏まえたアドバイスのほか、税務調査対応、審査請求、税務訴訟を精力的に行っている。専門家向けの講演等の実績も多数。

Tatsuhito Shiotsu



Profile



安田 雄飛 弁護士

税務・事業承継・M&Aを中心企業法務全般を取り扱うパートナー弁護士。特に、税務争訟(税務調査対応、審査請求、税務訴訟)では、国税不服審判所で国税審判官として多くの事案を審理した経験を活かした戦略的・効果的な主張・立証活動を行い、最新の税務争訟に関する知見と国税当局の目線を踏まえたアドバイスを提供している。

Yuto Yasuda



Profile



特集

税務調査における課税庁との見解の対立の解消に向けた実務上のポイント

M&A・組織再編といった大規模取引、各種金融取引等の専門的で複雑な取引から日常の企業活動まで、企業には税の問題が常にあります。税務調査で課税庁との見解が対立した時、さてどうすれば? 元国税審判官や、税務調査に多数立ち会ってきた弁護士が語る現場の実情とは?



Kumi.k



KITAHAMA^{PLUS}

message

心新たに、2022年が始まりました。

本年のKITAHAMAプラスは、税務の特集号からスタートします。

北浜法律事務所の税務チームは、

税理士登録を行っている弁護士や、

元東京国税局長、元国税審判官といった

国税組織における勤務経験のある弁護士等で構成されています。

課税当局との見解の相違に起因する税務争訟案件や、

各種取引に係る税務アドバイス・プランニング案件、税務調査立会等、

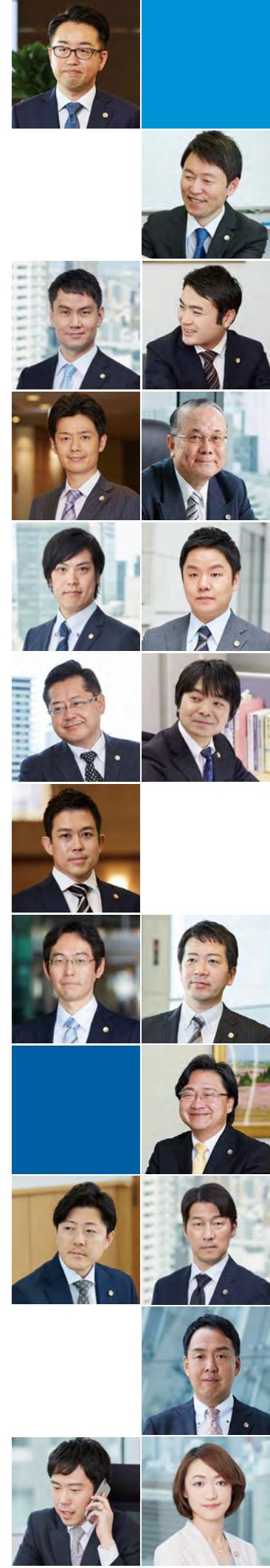
きめ細やかに対応し、多くの実績を有しています。

実戦経験を積む弁護士が語る座談会等、どうぞご一読ください。



弁護士法人北浜法律事務所 代表
北浜グループ CEO

森本 宏



税務調査で課税庁との見解の対立が生じた場合 どのように対応すれば良いのでしょうか？

審査請求の実情について

米倉 税務調査で課税庁と見解が対立した場合、審査請求（不服申立て）で争うのも一つの方法ですね。ただ、実情として、審査請求で処分が取り消される割合はせいぜい1割程度です。

安田 取消率が低い原因の一つとして、そもそも納税者が課税要件に沿って主張をしていないケースが多いことが挙げられます。代理人なしで納税者本人だけで審査請求をされるケー

スが半数近くあることもあってか、中には、税務調査に対する単なる苦情のほか、税制の問題、租税平等原則違反、信義則違反など、通常認められにくい一般論を主張するものも少なくありません。

原因の二つ目として、事実認定を適切に争っていないケースが多いことが挙げられます。事実認定を争うことの大半で、税務調査の問題は、直近一年間の全ての取消裁決における取消理由を分類して表にまとめました。法令解釈の誤りを

理由とするものは全体の4%にとどまるのに対し、事実認定の誤りを理由に処分を取り消したものは72%を占めています。

塩津 法令解釈を理由に処分を取り消すことについては、同じ解釈に基づいてなされている他の税課処分に波及する可能性があるので、慎重な姿勢になるだと思います。

安田 事実認定のプロセス自体、法曹関係者以外はあまり馴染みがなく、現場の税務職員も誤りやすいという事情もあると思います。

米倉 審査請求でも、課税要件に沿って事実認定をしっかりと争えれば、処分が取り消される可能性は高まるということがで

取り消される可能性は高まるということがで

塩津 統計より高い程度で取消しが見込まれると言えるケースは少なくないと思います。ただ、それでも、審査請求で取消しを得るハードルは決して低くないです。

米倉 審査請求でも、課税要件に沿って事実認定をしっかりと争えれば、処分が取り消される可能性は高まるということがで

取り消される可能性は高まるとい

うことです。

塩津 対応する場合、それが行政内部での最終判断となり、課税庁が訴訟を提起して争うことができません。そのこと

が、審判所に取消しを躊躇させている

面は否定できないと言われています。

安田 実際、それが正しいかどうかは別として、両論あるなら裁判所に判断してもらいたいとなりがちなのだと思います。

われます。

審査請求と税務調査対応の違い

塩津 他方、私の審判所での経験上は、「両論あるかもしれない」というところまで国税職員の心証を持つていけるケースは意外と多いと思います。

米倉 税務調査の段階では、「両論あるかもしれない」というところまで持つていければ、「危ない処分は打たない」という結論を得やすいですね。

安田 私も、審判所時代の感覚では处分が打たれれば取消しは難しいだろうというケースでも、税務調査段階では処分を打たれないで解決できるケース



決裁者に正しく納税者の見解を伝える

という意味もありますし、誤った事実認定による処分を避けるためには、意見書を提出して審理部門に見てもらう

ことが多いように思います。

安田 そういう場面では審判所での主張整理や、国税職員の上長相手に決裁をこなした経験が活かされていると感じています。



米倉 依頼者の税務担当者や顧問税理士の方の実務感覚に基づいて課税庁の見解の問題点を把握し、弁護士がそれを法的に構成して主張する、という協働関係が重要ですね。

塩津 書面で主張すること

(意見書の提出)

書面で主張すること

書面で主張すること

東京事務所 TEL 03-5219-5151 大阪事務所 TEL 06-6202-1088
福岡事務所 TEL 092-263-9990
<https://www.kitahama.or.jp/>

北浜法律事務所の税務チームは、国税組織で勤務経験のある弁護士も複数在籍し、税務争訟のほか、各種取引に係る税務アドバイス・プランニング等、きめ細やかに対応し、多くの実績を有しています。
どんなことでもお気軽にお問い合わせください。



税務の相談、とりわけ査察事案の相談に乗る時、東京国税局長の経験が大変役立っています。

東京局は査察事案を多く抱えており、局長室では毎週定例の査察部の会議があり各事案の処理方針が決せられました。説明は担当の統括査察官で、それを局長、査察部長以下幹部全員で聞き審議します。26年経った現在、依頼者からの相談も、当時の要領で全体シナリオを頭に描き、当局の論理に無理はないか、根拠に曖昧さはないかをチェックしながら聞いています。違いは、依頼者サイドに立ち、より客観的に見ている点であります。担当者の力量を測りながら聞いている点は変わらないです。

国税局の担当者からこう言われた、という依頼者からの報告も、担当者の言に彼らのシナリオからみて不自然な点や飛躍がないかを考えながら聞いています。もしあれば、それは彼らのシナリオに無理が見つかる端緒となる可能性があります。

他方、依頼者もいろいろで、性善説に立って依頼者に寄り添って考えればよい方達が殆んどであるが、極く稀に脱税の片棒担ぎをさせられそうになったケースもあり注意を要します。当局の担当者の言だけでなく依頼者の話にも不自然なところがないか気を配りながら丁寧に聞く必要がある所以であります。

税務経験の効用 —攻守所慣れど—

Relay column

今に生きる！東京国税局長時代。



岡田 康彦 弁護士 Yasuhiko Okada

Profile



|||||| Have a little break |||||
ビジネスパーソンの休憩時間

月刊住職（興山舎）

磯野 賢士弁護士の
オススメ書籍

私は、弁護士である一方で、真宗大谷派の僧侶でもあります。僧侶としてはお盆に檀家参りをする程度ですが、弁護士として宗教法人のサポートに取り組んでいます。そんな私が毎月欠かさず読んでいるのが、寺院僧侶向けの情報誌である月刊住職です。寺院の法律相談と税務相談のコーナーがある他、新型コロナ禍での法要のあり方やお布施のQRコード決済といった最近のトピックを取り上げられており、興味深い内容となっています。



磯野 賢士 弁護士
Takashi Isono

Profile



法務 Troubleshooting

事業承継型M&Aにおける リスク分析

File / 10

1. 事業承継の背景と事業承継型M&Aへの注目

近年、多くの中小企業において事業承継が喫緊の課題となっていることは、周知の事実といえます。そのなかでも、オーナーの親族や社内に後継者がおらず、M&Aによって第三者に経営を委ねるケースが増加しています。このような事業承継型M&Aは、中小企業庁が平成27年3月に「事業引継ぎガイドライン～M&A等を活用した事業承継の手続き～」を策定・公表してから平成31年(令和元年)までに倍増しており(中小企業庁「2020年版小規模企業白書」)、そのニーズは高まっています。

2. 事業承継型M&Aにおける弁護士によるリスク分析の重要性

M&Aのスキームには、株式取得(株式譲渡・新株発行等)や事業譲渡、組織再編(合併・会社分割等)といった様々なものがあります。各スキームについて、法的手続と税負担の両面から、時間・コスト・リスクを分析し、案件に適したものを探討することが必要です。

なかでも、税負担の大小はスキーム選択を行う際の重要な関心事項ですが、それに伴う税務上の否認リスク(税務申告の内容が否定されて課税されるリスク)の分析も欠かせません。実際に、所得税や法人税法の解釈の問題等に起因して、想定していたメリットが事後的に否定され、思わぬ税負担を被ってしまうケースも生じています(最判令和2年3月24日や東京高判令和2年6月24日等)。

そして、各種法的リスクの検討は弁護士が行うのが一般的であるところ、課税も私法上の法律関係に従ってなされるのが原則ですので、実は、税務上の否認リスクの分析に当たっても、M&A取引に精通した弁護士による裁判例や事実認定の検討が重要といえます。

事業承継は
最善の方法を深く検討すべきです!

高倉 慎二 弁護士

Shinji Takakura



日常の顧問相談対応や和文・英文契約書の作成・レビューのほか、税務、保険、労働、不動産等、分野を問わずに交渉・訴訟案件を幅広く担当。福岡事務所を拠点としてM&A案件や事業再生案件等にも多数携わっており、「親身に寄り添う」「多角的な視点」を大切に、深い検討・リサーチに基づく法的サービスを提供している。

Profile

